

相模原市監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年5月22日に実施した企画財政局企画部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成20年12月25日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成20年12月16日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

企画政策課の旅費支給事務における不適切な事例につきましては、次のとおり措置を講じました。

ア 旅費支給事務の手引きに基づいたチェックリストを作成するとともに、旅費支給事務の留意事項について、5月28日及び11月25日に研修を行い、所属全職員に周知徹底を図りました。

イ 今回のご指摘と同様の誤りを防止するため、次の事務改善を行い、継続的に実施しております。

(ア) 出張命令簿に会議開催通知の写し及び市内・市外定額旅費算定システムによる検索結果を添付して回議する。

(イ) 財務担当者及び補助職員で出張区域、交通費等を確認した後、出張命令簿予算照合欄へそれぞれ押印するなど、回議者全員による確認を徹底する。

なお、今後も引き続き、旅費支給事務は財務事務の基本であることをよく認識し、適正な事務処理に努めてまいります。

(参考)

企画財政局企画部各課・機関の定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成20年5月22日

2 監査の結果

企画政策課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、旅費の支給事務において、最寄駅の選定誤りによる過払いや、支給額の集計誤り等により支給不足となっている不適切な事例が見られた。

企画政策課の旅費支給事務については、平成15年度及び平成17年

度の定期監査においても同様に不適切な事例を指摘しており、その都度、改善措置についての報告を受けている。しかしながら、その徹底が図られず今回の定期監査においても同様の事例が確認されたことは、はなはだ遺憾とするところである。

旅費の支給事務は、出張命令簿（票）の記入に始まり、支払い手続きや履行の確認、更には、精算行為等と多くの財務事務的要素から成り立っており、これをおろそかにすることは、財務事務全体への取り組み姿勢にもつながるものである。

旅費支給事務に当たっては、事務処理体制・管理監督体制の見直しを図り、実効性のある再発防止のための必要な措置を講じ、適正な事務処理が行われるよう改善されたい。